

## 委員提出資料

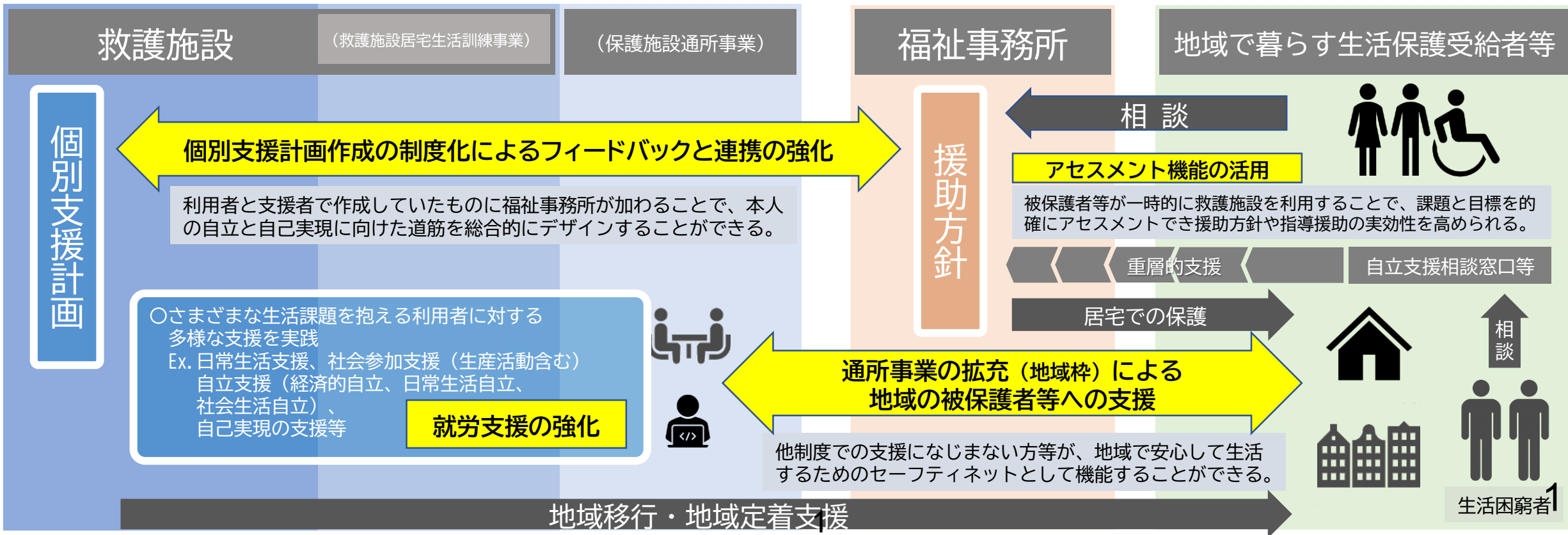
大西委員 . . . . . P 1

奥田委員 . . . . . P 2

○現在、全国救護施設協議会では個別支援計画に基づく支援を推進している。救護施設が行う地域移行等に向けた支援をさらに充実し、利用者の自己実現と自立を支えるため、個別支援計画作成の制度化、福祉事務所との連携強化が重要と考える。さらに、たとえば個別支援計画作成の習熟やスーパービジョンの実施等、職員の確保・育成や支援の質の向上のための取り組みもお願いしたい。

○救護施設では、就労経験が無い利用者等に対する就労意欲の醸成に関する支援、就労に向けた生活習慣の確立に向けた支援、ハローワーク等への同行、就労後のフォローアップ等、就労への意識づけから職場定着まで段階的な支援を行っている施設もある。たとえば就労を支援する職員の配置等、就労支援施策の強化はこれらの取り組みを後押しするものになると考えられる。

## 地域共生社会の実現をめざす



2022年10月31日社会保障審議会 生困・生保部会  
委員 奥田知志(NPO 法人抱樸)

**1, 生活困窮者自立支援法における居住関係(一時生活支援事業)の改正時期について再検討する。**

- ☞住宅セーフティネット法改正に合わせ、生活困窮者自立支援法における居住支援(一時生活支援事業)関係の改正を延期すべきである。
- ☞居住支援は「物件確保」と「ケア」が一体的に行われることが原則。基本的には「物件確保」は国交省施策、「ケア」は厚労省施策が担当。
- ☞しかし、生活困窮者自立支援法改正は2023年。住宅セーフティネット法の改正は2024年とされている。さらに全世代型社会保障に関する議論の中でも「すまい保障」の議論が現在進んでいる。
- ☞五月雨式に施策を打ち出すのではなく一体的に実施すべき。
- ☞一体的実施に関して既存の「三省協議会」がキチンと機能することが重要。

**2, 居住支援の対象者がホームレスを含む「居住困難者」であることを自治体が理解するための方策が必要である。同時に、すべての基礎自治体が「居住支援事業」を実施できるようにする。**

- ☞自治体の『「一時事業」実施しない理由』は、「対象者なし」が55%。しかし、「一時事業」未実施自治体で「住まいの不安定新規相談あり」86%となっており、ほぼ、すべての自治体で「居住支援」ニーズが確認されている。
- ☞しかし、「一時」事業を実施している自治体は、36%に留まっている。
- ☞すべての自治体で「居住支援事業(一時事業等)」が必要である。今後、その方向に向かうための方策が必要。
- ☞小規模自治体においては、広域実施が出来る体制を整える。

**3, 事業名称の変更と事業の枠組みについて**

- ☞現在一体的に実施されている「一時生活支援事業」と「地域居住支援事業」を選択可能にすることは賛成。
- ☞しかし、両事業は、本質的には一体的であるべき。両事業の統一性を表現するために統合的名称を「居住支援事業」とし、その中に上記二事業を位置付ける。
- ☞「ホームレスがない」ことが「地域居住支援事業のみの選択」と思われるが、この「ホームレスがない」の根拠をどこに置くかは問題。

■A 自治体	・ホームレス実態調査	3名未満(2019年)	3名未満(2020年)
	・ホームレス保護申請	55名(2019年)	54名(2020年)
■B 自治体	・ホームレス実態調査	3名未満(2019年)	3名未満(2020年)
	・ホームレス保護申請	47名(2019年)	58名(2020年)

- ☞さらに、ホームレス未経験で「今日行き場がない人」は、今後増えると思われる。例えばホテルやネットカフェでしのいでいる人など。それらの状態の人に対応できるのは、「一時生活支援事業」となるので、やはり、本来は、一体実施されることが望ましい。
- ☞その受け皿としては、公的シェルターが望ましいが、ホテル、無低、日住、福祉施設の空き部

屋などの活用が考えられる。これらの費用の確保は全自治体で確保すべき。このことについては、広域実施の仕組みを推奨することも検討する。

#### 4, 自立相談事業に居住支援専門員を配置する

- ☞居住支援法人への委託を可能にする
- ☞居住に関する相談窓体制の拡充

#### 5, 地域居住支援事業の拡充

☞現在の事業内容

- ① 居住を安定して継続するための支援
  - ・訪問等による居宅における見守り支援
  - ・地域とのつながり促進支援 等
- ② 入居に当たっての支援
  - ・不動産業者等への同行支援 等
- ③ 環境整備
  - ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集
  - ・民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集

☞上記に加え以下の事業内容も付加する

- ・居住に関する支援計画
- ・社会資源への繋ぎ
- ・居住関係団体等との連携ステージ構築
- ・社会参加支援と地域づくりーサードプレイス

#### 6, 自立相談支援員に対する居住支援に関する研修実施

☞国研修等に居住支援のカリキュラムを加える

#### 7, 生活困窮者・ホームレス自立支援センターの拡充

☞改修補助

☞「ホームレス仕様」から「居住支援仕様」へ

#### 8, 住まいの困りごと相談窓口(すまこま)の体制強化

☞体制拡充

☞そもそも生活困窮者制度が知られていないことも問題。「住まいの相談」に限らず困窮制度に関する情報発信の事業を「すまこま」が担い、情報を届けると同時に相談者に対して近隣の自立相談窓口を紹介・つなぐという、二つの機能を持たせてはどうか。

#### 9, 一時生活支援事業の拡充

☞現状の事業内容(生困法3条6)

・宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与

☞一時生活支援事業において現金給付も検討すべき。日常生活は社会参加が前提。社会生活を営む費用の確保。就職活動などにも当然費用は必要となる。

#### 10, 住居確保給付金の拡充

☞恒久化

☞条件緩和一特に収入基準が低すぎる(厳し過ぎる)。手前で助けるのが原則。

#### 11, 生活保護窓口に居住支援専門員の配置とCW研修に居住支援研修実施

- ☞今後の保護増加・転居指導に対応するための体制を強化する。
- ☞居住支援に関する業務を居住支援法人に委託できるようにする。
- ☞CWの研修に居住支援に関するカリキュラムを入れる。

#### 12, 生活保護申請期間中の居住等の確保

- ☞保護申請期間中は一時生活支援事業を利用できているが、「一時」実施自治体は36%に過ぎない。これでは、保護申請中に野宿状態、あるいは野宿になる可能性がある。すべての自治体で保護申請期間の「一時生活支援事業」利用を可能すること。
- ☞未実施自治体においては、保護制度の中に一時生活支援事業に当たる事業を創設する。

#### 13, 日常生活支援住居施設の拡充

- ☞「日住」を新規に創設するための「立ち上げ補助金」の創設
- ☞「支援費(委託費)」の定期的見直し体制
- ☞地域の「民賃」に暮らす被保護者に対して日常生活支援が必要な人にアウトリーチ型の支援が出来るようにする—「ソフト型日住」の創設。日住の強みは、日常生活支援にある。必ずしも運営者が「住居施設」を持たなくてもソフト提供体制があれば「民賃」でも実施可能。

以上。